

二宮町子ども・子育て会議の会議及び会議記録の公開に関する取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、二宮町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の会議及び会議記録の公開に関し、必要な事項を定める。

(子育て会議の公開)

第2条 子育て会議は公開とする。ただし、次のような情報を含む事項を審議する場合には、子育て会議の決定により、非公開とすることができる。

(1) 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、公開すると個人の権利利益を害するおそれがある情報

(2) 法人等に関する情報であって、公開すると法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報

(子育て会議開催の周知)

第3条 前条の規定に基づき、子育て会議を公開する場合、子育て会議の開催について1週間前までに公表することとする。ただし、子育て会議を緊急に開催する必要が生じたとき等やむを得ない場合はこの限りでない。

2 公表の方法は、町ホームページへの掲載その他の方法により行うこととする。

(子育て会議の傍聴)

第4条 子育て会議の公開は、子育て会議の傍聴を希望する者に子育て会議の傍聴を認めることにより行う。

2 子育て会議の傍聴に関する必要な事項は、別に定める。

(会議記録の公開)

第5条 子育て会議の会議記録は、子育て会議の終了後、町のホームページに掲載することにより公開する。

2 前項で規定する会議記録は、会議の内容を要約したものとする。

3 子育て会議当日の資料については、その内容が第2条第1号及び第2号に該当する事項を除き、子育て会議の事務局である二宮町健康福祉部子ども育成課において、一般の閲覧に供するものとする。

(委任規定)

第6条 この要領に定めるものを除くほか、子育て会議の会議の公開に関して、必要な事項については、会長が決定することとする。

附 則

この要領は、平成25年9月4日から施行する。